

亀山市建設工事格付基準

この基準は、亀山市請負工事指名競争入札参加者選定規程（平成17年亀山市訓令第30号。以下「規程」という。）のうち、参加者の格付に関して必要な事項を定めるものとする。

- (1) 総合点（規程第3条第2項の合計点数をいう。）は、建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果の総合評定値（P）（以下、「経営事項評価点数」という。）に、技術等評価点数を加算又は減算して得た点数とします。

$$\text{総合点} = \text{経営事項評価点数} + \text{技術等評価点数}$$

- (2) 経営事項点数の審査基準日は前年の1月1日から12月31日とします。
- (3) 技術等評価点数は、以下の式により算出するものとします。

$$\begin{aligned} \text{技術等評価点数} = & \text{①工事成績による点数（表1による）} \\ & + \text{②環境マネジメントシステム導入による点数} \\ & + \text{③品質管理マネジメントシステム導入による点数} \\ & + \text{④技術力による点数} \\ & + \text{⑤地域貢献度による点数} \end{aligned}$$

① 工事成績による点数

市が発注する工事で、対象期間に完成認定を受けた工事種別毎の各工事成績の点数に工事請負額（精算額）を乗じ合計したものを全工事請負額（精算額）で除した平均点（小数点第3位四捨五入）に応じた表1の点数の欄に掲げる点数を加算します。

また、土木工事については、工事成績が安定して優秀な者に対して別途加算します。（過去3年間の対象工事成績が3件以上あり、その平均点が80点以上かつ個々の工事成績が75点以上の場合に、15点加算します。）

対象期間は、土木工事については過去3年間、建築工事については過去5年間とします。

(表 1)

工事成績		点 数	工事成績		点数
以上	未満		以上	未満	
0	5 0	－ 2 0	7 5	8 0	1 0
5 0	5 5	－ 1 5	8 0	8 5	2 0
5 5	6 0	－ 1 0	8 5	9 0	3 0
6 0	6 5	－ 5	9 0	9 5	4 0
6 5	7 0	0	9 5	1 0 0	5 0
7 0	7 5	5			

② 環境マネジメントシステム導入による点数

ISO14001 認証取得、又は M-EMS (みえ・環境マネジメントシステム・スタンダード) 認証取得に対して表 2 の点数を加点します。

(表 2)

環境マネジメントシステム	点 数
ISO14001	1 0
M-EMS ステップ 1	2
M-EMS ステップ 2	5

なお、ISO14001、M-EMS ステップ 1 及び M-EMS ステップ 2 の重複加算は行いません。

③ 品質管理マネジメントシステム導入による点数

ISO9001:2000(JISQ9001:2000 又は ISO9001:2008(JISQ9001:2008) 認証取得に対して、格付対象工事種別毎に 1 0 点加算します。

※②及び③の ISO 認証については、日本における認定機関である財団法人日本適合性協会(JAB)または JAB と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関で認証を受けたものとします。

※②の M-EMS 認証については、一般社団法人 M-EMS 認証機構により認証を受けたものとします。

※②及び③の認証取得による加算の技術評価点数への反映は、格付時に反映するものとします。

④ 技術力による点数

技術力の点数は、土木工事は 1 級土木施工管理技士、建築工事については、1 級建築士及び 1 級建築施工管理技士の資格取得者 1 名につき 1 点を加点。1 0 点を限度とします。なお、1 級建築士及び 1 級建築施工管理技士の重複加算は行いません。

⑤ 地域貢献度の加点

市と災害時における緊急協力に関する協定を締結している、社団法人三重県建設業協会亀山支部・亀山市水道事業協同組合の団体に加入している業者に5点加算します。

(4) 登録業者（新規登録業者も含む）の基準日

登録業者の基準日は毎年8月1日とし、それ以降に登録をされた業者（業種追加による新規登録及び新規登録業者）の格付については、次回の格付から適用します。

(5) 新規登録等をした者の格付

新規登録業者（業種追加による新規登録者を含む。）の取扱いについては、総合点に関係なく、各業種とも最下位に格付し、適用期間については、次回の格付日までとします。

(6) 格付の審査

格付の審査は、亀山市請負工事業者等指名審査会規程（平成17年訓令第29号）の規程に基づき亀山市請負工事業者指名審査会で行います。

(7) 格付の有効期間について

格付を行うのは原則毎年とし、10月1日から翌年の9月末の1年間とします。

附 則

この基準は、平成29年10月1日から適用する。

この基準は、令和元年7月2日から適用する。